

## 大津市感震ブレーカー設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、感震ブレーカーの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時における電気に起因する火災の発生を防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 個人の住宅内に設置された分電盤であって、感震機能（地震による一定以上の揺れを感知したときに住宅内に供給する電気を自動的に遮断する機能をいう。以下同じ。）を有するもの（一般社団法人日本配線システム工業会の定める感震機能付住宅用分電盤に係る規格（JWDS0007付2）に定める構造及び機能を有するものに限る。）をいう。
- (2) 感震ブレーカーの設置 感震ブレーカーを新たに設置し、若しくは既設の分電盤を感震ブレーカーに更新し、又は既設の分電盤を感震ブレーカーとして機能させるため当該既設の分電盤に感震機能に係る機器を追加することをいう。

### (補助対象者等)

第3条 この要綱による大津市感震ブレーカー設置補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) その居住する住宅（本市内に存する住宅に限る。）において感震ブレーカーの設置をする者であること。
- (3) 納期限の到来している大津市税を滞納している者でないこと。
- (4) 感震ブレーカー又はこれと同等の機能を有する機器をその居住する住居において使用している者でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの設置（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）に要する経費（感震ブレーカー本体又は感震機能に係る機器の購入経費を含む。以下同じ。）であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による申請の日の属する年度の2月末日までに完了するものであること。
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士その他感震ブレーカーの設置に必要な資格を有する者によって行われるものであること。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、30,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1の年度につき1人当たり1回を限度とする。

### (交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市感震ブレーカー設置補助金

交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置に要する経費の見積書の写し
- (2) 感震ブレーカーの仕様が確認できる書類
- (3) 感震ブレーカーの設置予定箇所が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市感震ブレーカー設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市感震ブレーカー設置補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市感震ブレーカー設置補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市感震ブレーカー設置補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市感震ブレーカー設置補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市感震ブレーカー設置補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、第6条第2項第1号から第3号までに掲げる書類（交付申請時から変更を行うものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市感震ブレーカー設置補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市感震ブレーカー設置補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市感震ブレーカー設置補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市感震ブレーカー設置補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市感震ブレーカー設置補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置に要する経費に係る領収書等（経費の内訳が記されたもの）の写し
- (2) 感震ブレーカーの現況を確認できる写真
- (3) 当該住宅の玄関付近に感震ブレーカー設置済シールを貼付したことが確認できる写真

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市感震ブレーカー設置補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市感震ブレーカー設置補助金交付請求書（様式第14号）とする。

2 前項の交付請求書は、交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに提出しなければならない。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市感震ブレーカー設置補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市感震ブレーカー設置補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。